

鹿沼市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定  
について

次のように定める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 108 条の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 57 号）において使用する用語の例による。

(開示決定等の期限)

第 3 条 開示決定等は、開示請求があった日から 14 日以内にしなければならない。ただし、法第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第4条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(費用負担)

第5条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。ただし、開示請求に係る写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求をする者の負担とする。

2 前項ただし書に規定する費用の額は、規則で定める。

(鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第6条 実施機関は、法第129条の規定により、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成14年鹿沼市条例第31号)第1条に規定する鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関して重大な変更を加えようとする場合

(個人情報保護管理者)

第7条 実施機関は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理者を設置しなければならない。

(施行の状況の公表)

第8条 市長は、毎年度、この法律の施行の状況を公表するものとする。

(委任)

第9条 法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(鹿沼市個人情報保護条例の廃止)

- 2 鹿沼市個人情報保護条例(平成10年鹿沼市条例第28号)は、廃止する。

(鹿沼市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の鹿沼市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第29条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、同項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前項の規定の施行の際、現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同項の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前項の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

- 4 附則第2項の規定の施行の日前に旧条例第20条第1項に規定する開示等の請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示等については、なお従前の例による。

- 5 附則第2項の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされている場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鹿沼市空家等対策の推進に関する条例の一部改正)

- 6 鹿沼市空家等対策の推進に関する条例(平成28年鹿沼市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「鹿沼市個人情報保護条例(平成10年鹿沼市条例第28号)第2条第2号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第1項」に、「個人情報を」を「保有個人情報を」に改める。

(鹿沼市情報公開条例の一部改正)

- 7 鹿沼市情報公開条例(平成9年鹿沼市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「ものを」を「情報を」に改め、「であって、」の次に「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により」を加え、「が識別され、若しくは識別され得るもの」を「を識別することができるもの(他の情報と照合す

ることにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に改める。

第7条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 公開の請求に係る情報に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

- 8 鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成14年鹿沼市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「鹿沼市情報公開条例（平成9年鹿沼市条例第15号）による情報公開制度（以下「情報公開制度」という。）及び鹿沼市個人情報保護条例（平成10年鹿沼市条例第28号）による個人情報保護制度（以下「個人情報保護制度」という。）」を「情報公開及び個人情報の保護に関する施策」に改める。

第2条第1項中「鹿沼市情報公開条例」の次に「（平成9年鹿沼市条例第15号）」を加え、「鹿沼市個人情報保護条例第2条第1号」を「鹿沼市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年鹿沼市条例第 号）第2条第1項」に改め、同項第1号中「情報公開制度」を「鹿沼市情報公開条例による情報公開制度（以下「情報公開制度」という。）」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 鹿沼市個人情報の保護に関する法律施行条例第6条の規定による諮問に応じ、調査審議する事項

(3) 鹿沼市情報公開条例第16条の2第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議する事項

第2条第1項に次の1号を加える。

(4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項に規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議する事項

第2条第2項を削り、同条第3項中「及び個人情報保護制度」を削り、同項を同条第2項とする。

第7条第1項前段中「個人情報（鹿沼市個人情報保護条例第2条第2号に規定する個人情報）」を「保有個人情報（個人情報の保護に関する法律第60条第1

項に規定する保有個人情報」に改め、同項後段中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

本則に次の1条を加える。

(罰則)

第15条 第13条の規定に違反して秘密を洩らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

9 この条例の施行の際、現に前項の規定による改正前の鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会条例第3条の規定により委嘱された鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会の委員である者は、同項の規定による改正後の鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会条例(次項において「新条例」という。)第3条の規定により、鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会の委員に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、新条例第4条第1項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10 附則第8項の規定の施行の際、現に鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会の会長及び副会長である者は、新条例第5条第1項の規定により鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会の会長及び副会長に互選されたものとみなす。

(鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正)

11 鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年鹿沼市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「鹿沼市個人情報保護条例(平成10年鹿沼市条例第28号。以下「個人情報保護条例」という。)」を「鹿沼市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年鹿沼市条例第 号)」に改める。

第8条第1項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

(鹿沼市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

12 鹿沼市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年鹿沼市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第14条中「鹿沼市個人情報保護条例(平成10年鹿沼市条例第28号)第29条第1項に規定する受託業者の例」を「個人情報の保護に関する法律(平成

15年法律第57号)第66条第2項第2号において準用する同条第1項の規定」  
に改める。